

令和8年2月8日更新
更新箇所:太文字・下線

第51回衆議院議員総選挙および第27回最高裁判所裁判官国民審査において
開閉時刻の変更を行う投票所および共通投票所について

報告内容	今 回	令和7年 第27回参議院議員通常選挙	今 回 の 内 訳
①投票箇所数	7 2 1 箇所	7 2 1 箇所	
②変更届出のあった市町数	9 団体	9 団体	大津市 長浜市 近江八幡市 甲賀市 高島市 東近江市 米原市 日野町 多賀町
③変更届出のあった投票所数 (共通投票所を含む)	5 2 箇所	4 4 箇所	
④変更内容(変更後の開閉時刻)			
(1)午前6時から午後5時30分まで	<u>1 箇所</u>	<u>0 箇所</u>	<u>近江八幡市 (1)</u>
(2)午前6時から午後7時まで	<u>0 箇所</u>	1 箇所	大津市 (1) 高島市 (6)
(3)午前7時から午後6時まで	8 箇所	2 箇所	米原市 (1)
(4)午前7時から午後7時まで	4 2 箇所	4 0 箇所	大津市 (5) 甲賀市 (10) 高島市 (16) 東近江市 (3) 日野町 (6) 多賀町 (2) 長浜市 (1)
(5)午前10時から午後8時まで	1 箇所	1 箇所	

投票所および共通投票所の開閉時刻の変更箇所・変更理由一覧表

市町名	投票区名	投票所施設の名称	投票所の開閉時刻		変 更 理 由
			開始時刻	閉鎖時刻	
大津市 (6箇所)	第 1 8 区	大津市役所葛川支所	午前7時	午後6時	当該投票区は、開票所から相当の遠隔地或いは山間部に位置しているために、迅速・確実性が要求される投票箱の輸送に支障を来たす恐れがあるので、投票区開設以来閉鎖時刻の繰上げを実施している。このことについては、地域住民の間で定着し、慣習化されている。 従来の選挙においても、繰上げを実施したことによる支障は無く、選舉執行上円滑な運営がなされていること等を考え、今回の選挙においても実施するものである。
	第 5 6 区	山中会館	午前7時	午後7時	
	第 9 4 区	外畠町自治会館	午前7時	午後7時	
	第 9 5 区	貴船会館	午前7時	午後7時	
	第 9 6 区	大石小田原町自治会館	午前7時	午後7時	
	第 9 8 区	富川会館	午前7時	午後7時	
長浜市 (1箇所)	(共通投票所)	イオン長浜店(2階特設会場)	午前10時	午後8時	店舗営業時間と合わせるため。
近江八幡市 (1箇所)	第 6 区	沖島コミュニティセンター	午前6時	<u>午後5時30分</u>	1. 選挙人の多くが早朝から湖上へ出漁するため。 2. <u>雪および強風のため、投票箱送致を予定していた船便が欠航となつたため。</u>
甲賀市 (10箇所)	第 3 1 区	大河原集会センター	午前7時	午後7時	当該投票区は山間部に所在し開票所までの道程が20km以上あり遠距離であるため、投票箱の送致に時間が要する。従来から閉鎖時刻を1時間繰り上げており、当該投票区の選挙人にも投票区内の回覧で周知徹底されている。
	第 3 2 区	鮎河コミュニティセンター	午前7時	午後7時	
	第 4 5 区	五反田ふれあいホール	午前7時	午後7時	
	第 7 9 区	田代交流館	午前7時	午後7時	
	第 8 0 区	畠公民館	午前7時	午後7時	
	第 8 8 区	杉山老人憩の家	午前7時	午後7時	
	第 9 1 区	朝宮コミュニティセンター	午前7時	午後7時	
	第 9 2 区	下朝宮老人憩の家	午前7時	午後7時	
高島市 (22箇所)	第 9 3 区	宮原生活改善センター	午前7時	午後7時	当該投票区は山間部に所在し開票所までの道程が20km以上あり遠距離であるため、投票箱の送致に時間が要する。従来から閉鎖時刻を1時間繰り上げており、当該投票区の選挙人にも投票区内の回覧で周知徹底されている。
	第 9 4 区	多羅尾老人憩の家	午前7時	午後7時	
	第 3 区	草の根ハウス野口集会所	午前7時	午後7時	
	第 4 区	在原草の根ハウス	午前7時	午後6時	
	第 5 区	山中生活改善センター	午前7時	午後7時	
	第 6 区	下区民会館	午前7時	午後7時	
	第 7 区	地福庵	午前7時	午後7時	
	第 8 区	小荒路多目的集会施設	午前7時	午後7時	
	第 9 区	石庭草の根会館	午前7時	午後7時	
	第 1 0 区	牧野区民会館	午前7時	午後7時	
東近江市 (3箇所)	第 1 1 区	上開田草の根ハウス	午前7時	午後7時	当該投票区は、いずれも山間へき地にあり、積雪量が多くなる可能性がある。開票所までの距離が遠く、投票箱の送致に時間がかかることから、開票開始時刻までに安全に到着させるためには閉鎖時刻の繰り上げが必要である。 また、閉鎖時刻を繰り上げることについては、選挙人に周知徹底されている。
	第 2 0 区	天増川自治会交流施設	午前7時	午後6時	
	第 2 7 区	保坂区草の根ハウス	午前7時	午後7時	
	第 2 8 区	角川生活改善センター	午前7時	午後7時	
	第 2 9 区	ECC学園高等学校多目的室	午前7時	午後6時	
	第 3 1 区	朽木柄生農事集会所	午前7時	午後7時	
	第 3 2 区	地良々会館	午前7時	午後7時	
	第 3 3 区	朽木地子原集会所	午前7時	午後7時	
	第 3 4 区	朽木雲洞谷集会所	午前7時	午後6時	
	第 3 6 区	高島市立朽木西小学校	午前7時	午後6時	
米原市 (1箇所)	第 3 7 区	朽木平良集会所	午前7時	午後6時	当該投票区は山間へき地にあり、投票箱の送致に時間がかかることから、開票時刻に安全に到着させるため、投票所の閉鎖時刻を繰り上げるものである。
	第 3 8 区	朽木大野集会所	午前7時	午後7時	
	第 7 1 区	黒谷会議所	午前7時	午後7時	
	第 7 2 区	高島市畑の棚田ふれあい交流施設	午前7時	午後7時	
	第 2 1 区	東近江市鈴鹿の里コミュニティセンター	午前7時	午後7時	
	第 2 2 区	箕川集会所	午前7時	午後7時	
	第 2 3 区	君ヶ畑集会所	午前7時	午後7時	
日野町 (6箇所)	第 1 6 区	吉根行政サービスセンター	午前7時	午後6時	当該投票区は、山間へき地にあり、投票箱の送致に時間がかかることから、開票時刻に安全に到着させるため、投票所の閉鎖時刻を繰り上げるものである。
多賀町 (2箇所)	第 1 0 区	原会議所	午前7時	午後7時	当該投票区は山間部等にあり、開票開始時刻までに開票所へ投票箱を安全に送致するためには時間がかかるため、投票所の閉鎖時刻を繰り上げる必要がある。 また、選挙人に投票区内の回覧で周知されるため、投票に支障をきたすおそれはない。
	第 1 1 区	小野会議所	午前7時	午後7時	
	第 1 2 区	西明寺会議所	午前7時	午後7時	
	第 1 3 区	北畑会議所	午前7時	午後7時	
	第 1 4 区	平子会議所	午前7時	午後7時	
	第 1 5 区	藏王会議所	午前7時	午後7時	
芦谷	第 7 区	芦谷地域消防センター	午前7時	午後7時	これらの地域は、集落が点在する山間へき地にあり、開票所からの距離が非常に遠く、開票事務に支障をきたす恐れがある。 また、閉鎖時間を繰り上げることによって選挙人に支障がなく、投票率の低下につながることはない。
	第 1 3 区	大君ヶ畑集会所	午前7時	午後7時	